

## 関係委員意見聴取書面

関係委員	(所属)立教大学理学部 教授 (氏名)上田 恵介
聴取日	(日付)平成24年12月19日(水)
聴取者	環境総合政策局環境影響評価課環境影響審査室 審査官 佐藤 秀憲 自然環境局自然環境計画課 課長補佐 野木 宏祐
<p>要領4.(2)利害関係者の除外</p> <p>・別紙「当該事業に利害関係を有する関係委員について」に基づき、意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無を確認。</p> <p style="text-align: right;">利害関係 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
<p>要領4.(3)秘密保持の承諾</p> <p>・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。</p> <p style="text-align: right;"><input checked="" type="checkbox"/> 承諾 ・ <input type="checkbox"/> 非承諾</p>	
<関係委員意見概要>	
<p>1.希少種への影響について</p> <p>チュウヒについて</p> <p>カムリカイツブリについて</p> <p>サンカノゴイについて</p> <p>希少猛禽類について</p>	<p>対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)の南部は、その一部が青森県指定平滝沼定鳥獣保護区及び屏風山鳥獣保護区に指定され、当該鳥獣保護区及び事業区域の南部を含むその周辺(以下「保護区周辺」という。)は、多種の絶滅危惧種を含む多くの鳥類が確認され、鳥類の良好な生息地である。</p> <p>チュウヒが繁殖できる大きな湿原は国内に少なく、また、チュウヒは湿地生態系を特徴づける種として評価すべきであって、その生息は、ヒメクイナ等確認が難しい他の希少な鳥類の潜在的な生息の可能性を示すものでもある。</p> <p>チュウヒの行動圏は湿地内に収まるので、行動圏となる湿地内に風力発電設備(以下「風車」という。)を設置しなければ影響は小さいが、風車の設置に伴い、刈り払いが行われるとそこが新たな餌場となるおそれがある。</p> <p>カムリカイツブリは、この地域で多数が繁殖している種類であるが、北海道と琵琶湖の一部等、全国でも限られた地域でしか繁殖していないため、その繁殖に影響を与えるような生息地の改変は厳に慎むべきである。</p> <p>サンカノゴイも確認されているが、日本においては繁殖地が限られた希少な種である。高空を飛ぶことは少ないが、夕方から夜間に活動すること、神経質な鳥であることから、風車の存在が影響を与える可能性がある。</p> <p>オジロワシ、オオワシ、オオタカ等の希少猛禽類については、保護区周辺に集まる鳥類を狙っての捕食行動が予想され</p>

<p>希少種の生息地での事業実施について</p>	<p>る。目のいい猛禽類がなぜ風車に衝突するのはよくわかっていないが、特にオジロワシの衝突例は多く報告されている。獲物を追跡中に、風車が目に入らずに衝突すると推測される。保護区周辺は、これらの貴重な鳥の重要な繁殖地であると考えられ、多くの鳥が集中するホットスポットとしてその保護については格段の配慮が必要であり、特に事業区域の南部については、希少な猛禽類等の衝突や湿地への影響を避けるため、風車を建設するべきではないと考える。</p>
<p>2 鳥類の衝突率の予測について</p>	<p>衝突率の計算は、海外の事例を参考に計算されているが、同じ種であっても、例えば、ヨーロッパのガンは、海辺で営巣、採餌するが、日本の水鳥は、毎日水辺のねぐらと餌場の田んぼの間を往復するので、単純に参考にすることはできない。風車の回避は、視界（天候、明るさ）風力に大きく影響されると考えられる。カモ類は、飛翔速度も速く大群で一直線に飛ぶために、風車の直前で回避動作をとりにくいことに加え、夜から朝晩の薄暗い時間帯に移動する。ガン、ハクチョウ類も、素早い回避動作ができる種ではなく、特に天候が悪い時は注意を要する。特に、カモ類は、全国各地の小規模の風車群でも衝突がかなり起こっている。</p> <p>事業規模や事業区域が鳥類の良好な生息地であることを鑑みれば、準備書の衝突率の予測結果は、非常に甘いと考えられ、衝突率のみをもって、評価を行い、衝突を回避、低減させるための環境保全措置を検討しないことは不適切である。</p> <p>また、衝突事例を把握するため事後調査を実施し、影響が著しい場合は、風車の撤去も含めた対応が必要である。</p>
<p>3 渡り鳥の調査について</p>	<p>事業区域の北部で調査が行われておらず、事業区域全体の渡りのルートが不明であり、調査地点の追加が必要であり、調査結果を踏まえ、風車の配置を再検討すべきである。</p>
<p>4 事業規模と予測・評価について</p>	<p>55 基を設置する大規模な事業であるにもかかわらず、「改変面積は小さい、迂回可能な空間が広く確保されている」などとし、概して影響は小さいと結論付けており、事業規模を考慮した適切な予測・評価が行われているか疑問である。</p>
<p>5 事業計画及び環境保全措置の抜本的な再検討について</p>	<p>衝突を回避、低減させるための環境保全措置の検討がされておらず、環境保全措置の再検討が必要である。特に事業区域の南側は、風車の稼働させないことで環境を保全する場合、風車を止めるべき期間が長くなると予測されるため、風車を建設するべきではなく、事業区域の北部についても、設置基数の削減を含めた風力発電設備の配置の見直しなどの事業計画及び環境保全措置の抜本的な再検討を求めるべきである。</p>